

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る代用計画の策定について

子ども・若者担当課

1 趣旨

令和7年4月から児童福祉法において、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（以下「事業」という。）が創設されたほか、子ども・子育て支援法において、乳児等のための支援給付が創設されることとなった。

これにより、国から事業に係る市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に関して、基本指針の改正が示され、現在の葛飾区子ども・若者総合計画（以下「計画」という。）について計画変更が必要となったため、計画変更時期までの代替措置となる代用計画を策定するもの

2 主な変更点

(1) 基本指針の改正に伴う追記

以下について、新たに基本的記載事項として計画へ位置付ける必要が生じたため、代用計画をもって現行計画への追記を行う。

ア 乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけること。

イ 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること。

(2) 量の見込みと確保方策の見直し

実態に合わせたニーズへの対応と確実な定員確保のため、令和5年度に実施した、葛飾区子ども・子育て支援ニーズ量調査時の保護者アンケートにおける事業の利用希望率（52.4パーセント）を適用し、改めて量の見込みと確保方策を算出した。

3 代用計画（案）

別紙のとおり

4 今後の対応

今回の代用計画について、現行の計画策定時と同様に葛飾区子ども・子育て会議にて意見聴取を行った上で、令和7年度中に都へ提出する。

なお、代用計画は計画変更時期までの代替措置であることから、令和9年度に予定している葛飾区子ども・若者総合計画の中間見直し時に計画変更を行う。

葛飾区子ども・若者総合計画 代用計画（案）

1 令和8年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制

		令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日				
(A) 就学前児童数 (人) 「葛飾区子ども・若者総合計画」 (令和7年度～11年度) 推計人口より引用 ※0歳児は7か月目からの利用のため、 さらに2分の1で算出	0歳児	1,343	1,337	1,331	1,325				
	1歳児	2,752	2,734	2,723	2,710				
	2歳児	2,740	2,717	2,699	2,688				
	合計	6,835	6,788	6,753	6,723				
(B) 対象児童数 (人) (A) 就学前児童数－保育所等利用児童数	0歳児	195	191	181	180				
	1歳児	790	789	779	774				
	2歳児	810	803	799	795				
	合計	1,795	1,783	1,759	1,749				
(C) 利用率 (%) 令和5年度実施 葛飾区子ども・子育て支援二一ス調査 (52.4%)	0歳児	52.4	52.4	52.4	52.4				
	1歳児	52.4	52.4	52.4	52.4				
	2歳児	52.4	52.4	52.4	52.4				
	合計								
(D) 利用者数（ニーズ） (人) (B) 対象児童数×(C) 利用率	0歳児	102.2	100.1	94.8	94.3				
	1歳児	414	413.4	408.2	405.6				
	2歳児	424.4	420.8	418.7	416.6				
	合計	940.6	934.3	921.7	916.5				
(E) 必要受入時間数 (時間) (D) 利用者数×月上限時間（10時間）	0歳児	1,022	1,001	948	943				
	1歳児	4,140	4,134	4,082	4,056				
	2歳児	4,244	4,208	4,187	4,166				
	合計	9,406	9,343	9,217	9,165				
量の見込み・確保方策		見込み・ 計画数	うち(※) 新規整備	見込み・ 計画数	うち 新規整備	見込み・ 計画数	うち 新規整備	見込み・ 計画数	うち 新規整備
(F) 必要定員数 (整備量) (人) 【見込み・計画数の算出式】 (E) 必要受入時間数÷176時間（8時間×22日）	0歳児	6	6	6	0	6	0	6	0
	1歳児	24	8	24	16	24	0	24	0
	2歳児	25	25	24	0	24	0	24	0
	合計	55	39	54	16	54	0	54	0

※ 令和8年4月時点の認可予定施設において、各施設の1月当たりの年齢別実施時間数を算出した上で、国の定める計算式（1月当たりの年齢別実施時間数÷176時間）により算出した（見込み計画数を上限としている）。

2 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について

- (1) 乳児等通園支援事業の利用終了後に教育・保育施設の利用を希望する場合には、地域の教育・保育施設と連携して必要な情報提供を行うなど、教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。
- (2) 幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。